

区画整理通信

No.1

令和8年6月発行



発行：市街地整備室 【住所】川口市青木2-1-1 川口市役所第一本庁舎4階
【電話】048-271-9262

今後は協議会ニュースに代わり、区画整理通信を発行し、芝中央沿道第1・第2土地区画整理事業の事業進捗状況や必要な手続き等をお伝えします。

区画整理通信は、市街地整備室で配布しているほか、川口市のホームページでも閲覧できます。

【URL】川口市役所HP トップページ [組織から探す] →[都市整備部] →[市街地整備室] →[区画整理通信]

芝中央沿道第1土地区画整理事業について

進捗状況と令和8年度の予定をお知らせします。

●事業概要および進捗状況

【事業概要】

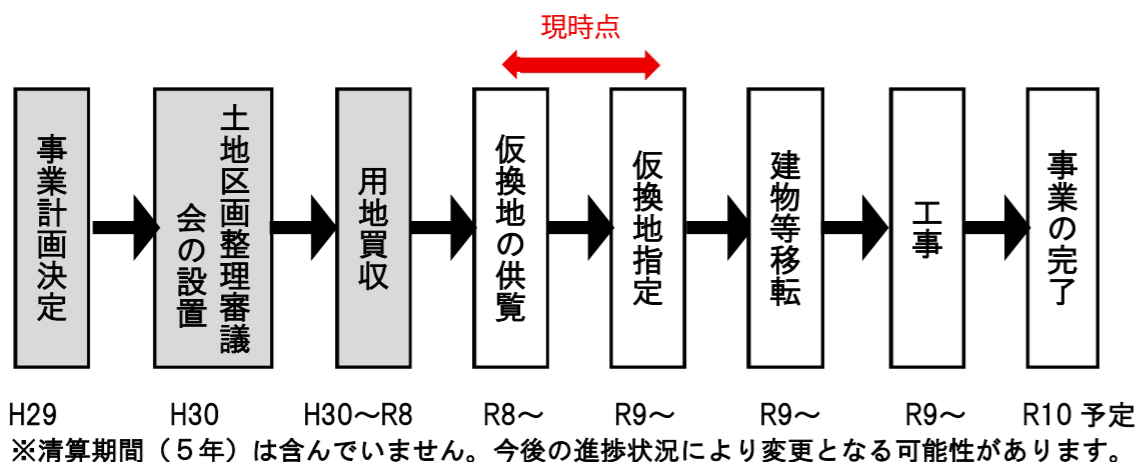
事業名称	芝中央沿道第1土地区画整理事業
施行者	川口市
事業認可	平成30年2月1日
施行期間	平成30年2月1日～令和16年3月31日
施行面積	1.4ha
総事業費	約26.7億円

【進捗状況】 総合進捗率 34.0% (令和8年3月末時点)



【事業の流れ】

条件が整った権利者から仮換地の供覧(個別説明)・仮換地指定を行っていきます。その後、建物等移転・工事を行い、事業が完了します。



●令和7年度における事業実績等について

○用地買収 1件契約	○審議会、評価委員会開催
○換地設計	○道路築造工事 延長21.9m

●令和8年度の予定

○用地買収
○仮換地の供覧(個別説明)
※条件が整った権利者から仮換地の供覧を行います。
○事業計画変更
※5年程度の期間延伸を予定しております。

芝中央沿道第2土地区画整理事業について

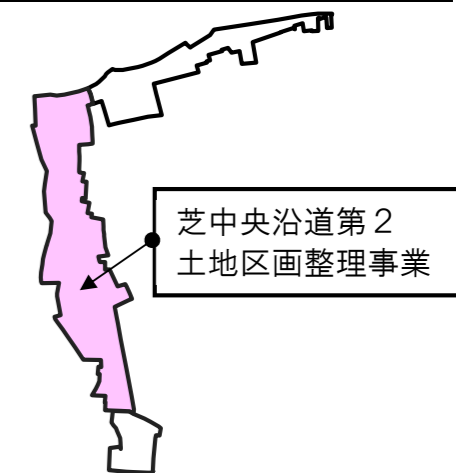
進捗状況と令和8年度の予定をお知らせします。

●事業概要および進捗状況

【事業概要】

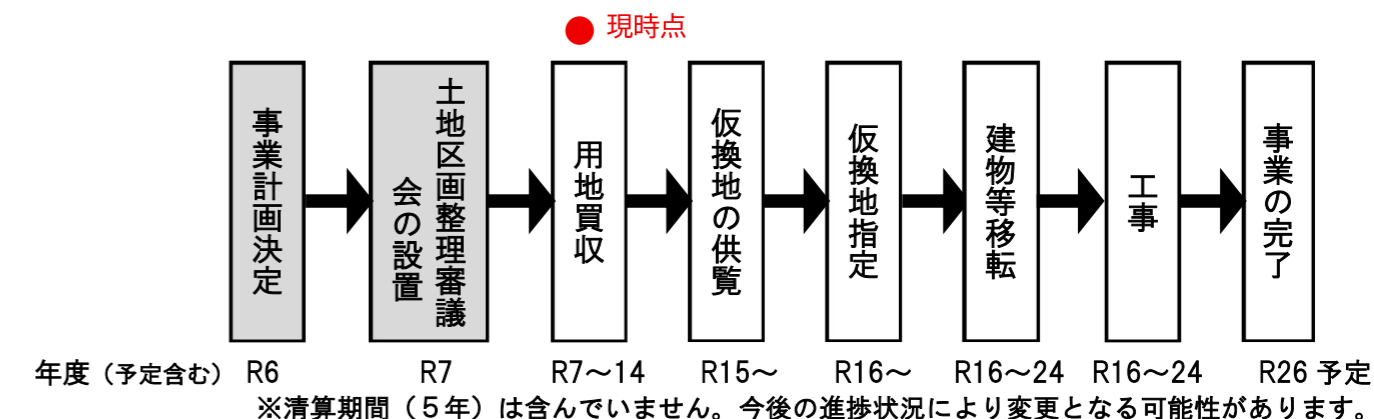
事業名称	芝中央沿道第2土地区画整理事業
施行者	川口市
事業認可	令和7年3月3日
施行期間	令和7年3月3日～令和32年3月31日
施行面積	2.5ha
総事業費	約51.4億円

【進捗状況】 総合進捗率 6.5% (令和8年3月末時点)



【事業の流れ】

芝中央沿道第2土地区画整理事業では、事業に必要な用地が確保できていないことから、用地買収を進めています。



●土地区画整理審議会の設置について

土地区画整理法及び土地区画整理事業施行規程に基づき、審議会委員を決定し、審議会を設置しました。

【川口市芝中央沿道第2土地区画整理審議会委員(敬称略・議席順)】

氏名	備考	氏名	備考
小泉 清太郎	学	鈴木 しず江	権
(会長) 飯塚 保徳	学	吉崎 エミ子	権
田中 喜久子	権	山田 英直	権
(副会長) 舘野 哲	権	西 耕平	権
鈴木 佳	権		

【任期：令和7年12月16日～令和12年12月15日】【委員定数：10名】

※学=学識経験者、権=権利者。()内に役職を記載。

●用地買収について

芝中央沿道第2土地区画整理事業では、芝中央沿道第1土地区画整理事業と同様に用地買収を行い、令和7年度から7、8年程かけて事業に必要な用地を確保していきます。また、用地買収により、都市計画道路上の用地が確保された際は、一部工事を行う予定です。

芝中央沿道第2地区内で売却意向の方・売却意向について変更したい方は、市街地整備室にご相談ください。

●令和7年度の事業実績等について

○土地区画整理審議会の設置	○用地買収(1件)
○審議会開催	○物件補償(建物) 2棟

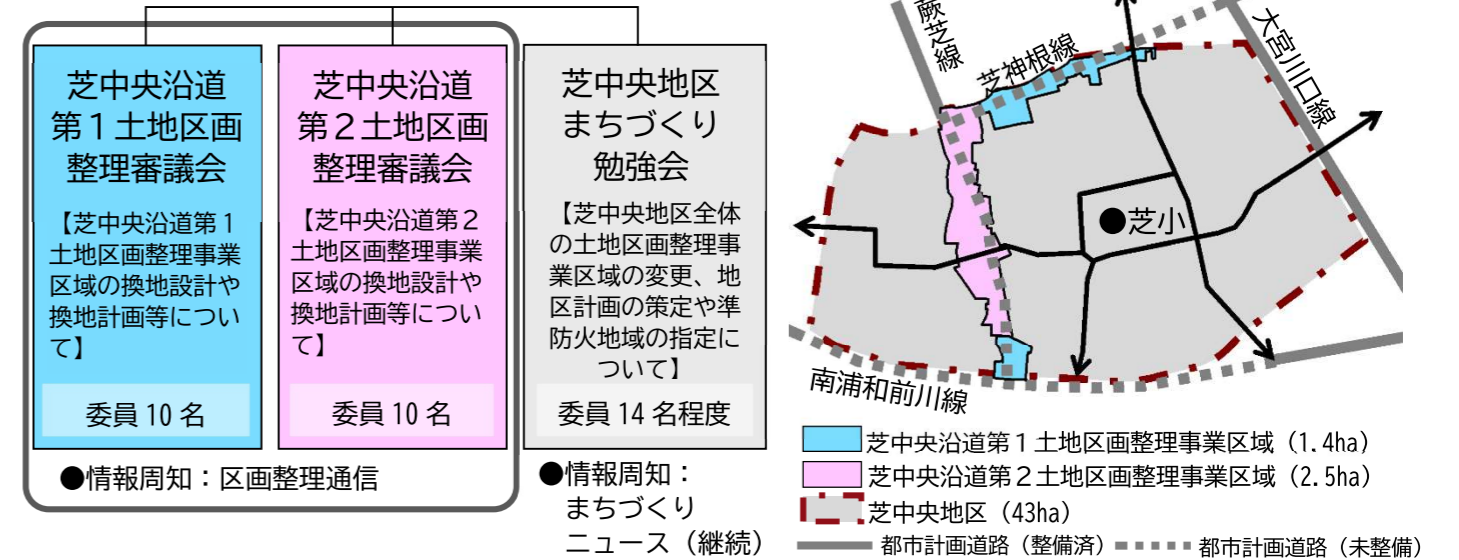
●令和8年度の予定

○用地買収
○物件補償(建物)

芝中央地区の今後の検討体制について

芝中央地区(旧芝第2・第5地区)においては、今後は以下の3組織においてまちづくりを推進してまいります。

都市計画道路蕨芝線・芝神根線沿道については、芝中央沿道第1及び第2土地区画整理審議会にて検討を行っていき、区画整理通信を発行して、情報の周知を図っていきます。残りのエリアのまちづくりについては、新たにまちづくり勉強会を立ち上げて、検討*します。芝中央地区全体のまちづくりについては、引き続きまちづくりニュースを発行し、情報の周知を図っていきます。



まちづくりの推進体制

各会の検討区域

※芝中央沿道第1・第2土地区画整理事業が事業計画決定されましたが、残りのエリアについて、土地区画整理事業の都市計画決定区域として都市計画法第53条の建築制限がかかったまとなつています。残りのエリアのまちづくりについて、土地区画整理事業の区域の変更や、まちのルール(地区計画等)について検討を行う予定です。

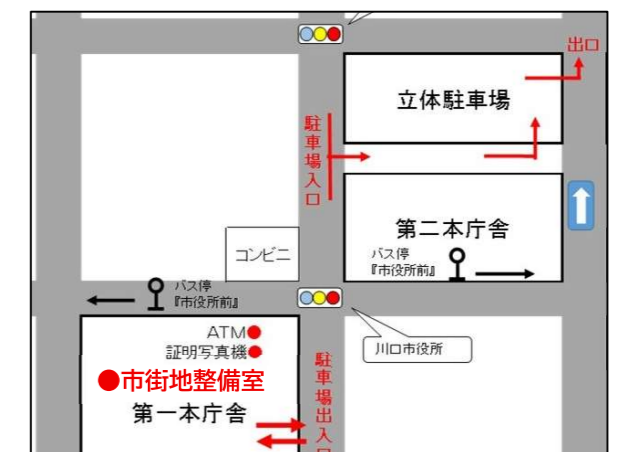
事前に市街地整備室へお問い合わせください。

- ・土地区画整理法第76条申請
建築物の新築・改築・増築及び工作物等の設置の際に必要となります。
- ・道路掘削申請
- ・道路・水路占用に伴う協議

その他、施行地区内の権利者で、相続等で権利や住所が変動する方等は、市街地整備室にご相談ください。また、その他、本事業にかかわるご相談やお悩みがございましたら、お気軽にご連絡ください。

市街地整備室の移転について

市街地整備室は、令和7年9月に川口市役所第一本庁舎の4階へ移転いたしました。



川口市役所 本庁舎周辺図

担当窓口の案内

【住所】川口市青木2-1-1 川口市役所 第一本庁舎4階 市街地整備室
 【TEL】048-271-9262(直通)
 【URL】川口市役所HP トップページ [組織から探す] →[都市整備部] →[市街地整備室]



芝中央沿道土地区画整理事業 工事施行箇所図



凡 例	
	芝中央沿道第1地区 地区界
	芝中央沿道第2地区 地区界
	街区線
	工事箇所 (過年度)
	工事箇所 (令和7年度)